

『事業承継について支援を受けたい』

事業承継円滑化支援事業

事業承継対策をしていないと、様々な理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難となってしまいます。なんとなく必要なのは分かっている先延ばしにしがちな事業承継対策。問題になる前にできるだけ早く対策を講じることをお手伝いします。

対象となる方

事業承継でお悩みの中小企業者・後継者

支援内容

■ 経営承継法による事業承継円滑化に向けた総合的支援(287頁参照)

後継者に経営を承継する場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継法)」に基づき、事業承継円滑化に向けた支援を受けることができます。

■ 事業承継円滑化のための税制措置(51頁参照)

中小企業の後継者が事業承継した場合、相続税・贈与税、または所得税の特例措置を受けることができます。

■ 事業承継支援資金(287頁参照)

中小企業の皆様等が事業承継に必要な資金の低利融資を受けることができます。

■ 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(63頁参照)

中小企業・小規模事業者の高度・専門的な経営課題(事業承継に関する相談も含む。)に対し、その課題に応じた専門家の派遣等を支援します。

■ 中小企業成長支援ファンド(104頁参照)

後継者不在等の問題を抱える中小企業は、ファンドによる資金供給や販路拡大等の経営支援を受けることができます。

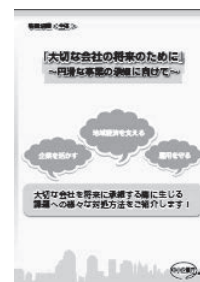
■ 事業承継フォーラムなどの開催

事業承継に関する対策の早期取組を促すための中小企業経営者等向けの事業承継フォーラムや税理士等の中小・零細企業の事業承継を支える中小企業支援者向けの研修を実施いたします。(開催時期や場所は、中小企業基盤整備機構 事業承継・引継ぎ支援センター TEL:03-5470-1576 にお問い合わせください。)

■ 事業承継に関するパンフレットの作成・配布

中小企業の円滑な事業承継のためのパンフレットを用意しております。中小企業庁のホームページから無料でダウンロードができます。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/pamphlet/2012/index.htm>)



ご利用方法

各頁に記載されております連絡先にお問い合わせください。